

答弁書の市議会議員への提供について

1 経過

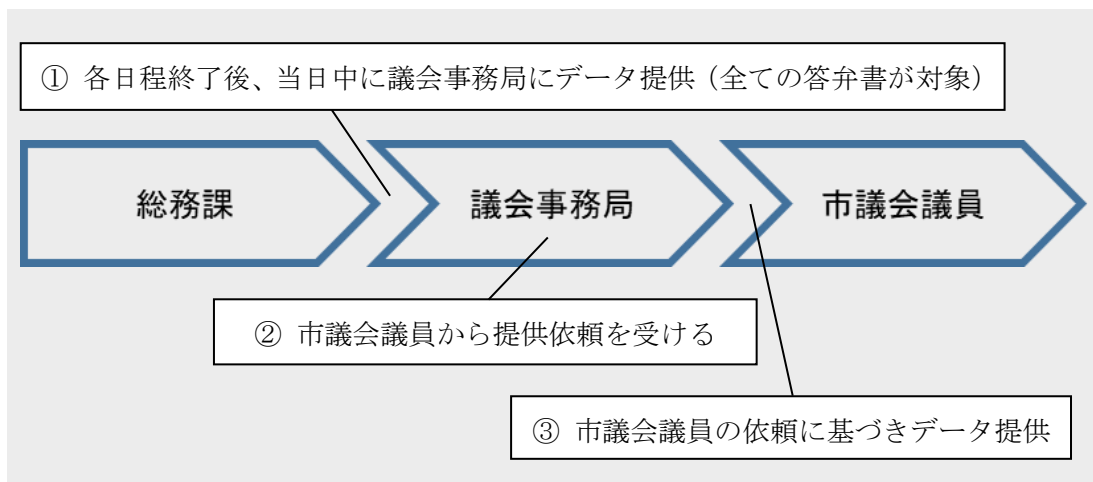
令和5年5月17日議会運営委員会において、代表質問、一般質問終了後に執行部の答弁書データを市議会議員に提供できるよう申し入れすることが決定され、令和5年5月18日付け草議発第122号「答弁原稿データの提供について（依頼）」が提出された。

答弁書データについては、行政文書であり、情報公開条例上、公開対象となるところ、滋賀県、大津市等の近隣自治体においては、議員活動のために情報公開条例所定の手続きによらずに提供されている。

2 方針

- (1) 代表質問、一般質問終了後、市議会議員からの依頼に基づき議会事務局を通じて答弁書データ（PDF ファイル）を提供する。

【データ提供の流れ(①～③は順序を示す)】



- (2) 答弁書データについては、当日の答弁内容と異なる場合があるため、注意事項を添えて提供する。

注意事項

この答弁書は、答弁前に作成した原稿のため、答弁時には、答弁書中の表現や数字の変更、答弁を省略した場合があるなど、本答弁書データのとおりには答弁をしていない場合があります。

このことから、活用されるにあたっては、必ず議会事務局作成の会議録等を確認してください。

3 提供時期

部長会議後、市議会報告を経て令和5年6月定例市議会から実施する。

3 「2 方針」の補足説明

- ① 答弁書の1枚目に注意事項の頁を差し込んだPDFデータを総務課で作成し、議会事務局へ提供する。

提供の際のイメージ（例）

1 頁目

取扱注意

本答弁書データの注意事項

この答弁書は、答弁前に作成した原稿のため、答弁時には、答弁書中の表現や数字の変更、答弁を省略したことがあるなど、本答弁書データのとおりには答弁をしていない場合があります。

このことから、活用されるにあたっては、必ず議会事務局作成の会議録等を確認してください。

2 頁目

令和●年●月定例会一般質問			
発言順位	●●	発言番号	●●
議員名	●● ●●		
質問方法	●●●方式	金派名	●●●
発言要旨	●●●について		
答弁担当課	●●●課	答弁者	●●●部長

・・・につきましては、・・・
に取り組んでまいりました。

このことから、・・・
でございますので、

・・・と考えております。